

令和7年度からの「多子世帯に対する大学等の授業料等無償化」と「日本学生支援機構給付奨学金及び高等教育の修学支援制度の学業要件の変更」について

1. 多子世帯の大学等授業料等無償化について

令和7年度から多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）の学生に対して、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償（減額）とすることになっています。

詳細は、文部科学省ホームページをご参照ください。

【文部科学省】

■[令和7年度からの多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化について](#)

■[令和7年度からの奨学金制度の改正に係るFAQ](#)

※現在給付奨学生となっている方（支援区分対象外）の多子世帯申請は不要です。

マイナンバーの情報を基に日本学生支援機構が確認されます。

※令和7年度より申請を希望される方は、新規募集についてポータル（UNIPA）及び大学ホームページにてお知らせしますので定期的に確認をお願いします（4月上旬予定）。

※JASSO 奨学金に高校等を通じて予約をしている場合、「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」に多子世帯の要件を満たすことが確認できた方は、同通知書にその旨が記載されています。詳細は採用候補者書類に同封されている「採用候補者のしおり」を確認してください。

2. 高等教育の修学支援新制度の学業要件の変更について

令和7年度から日本学生支援機構給付奨学金及び高等教育の修学支援新制度の支援継続のための学業要件が一部変更されます。

【文部科学省】

■[令和7年度以降の「高等教育の修学支援新制度」の学業要件について](#)